

公の施設の名称	使用料の名称	区分	単位	金額	備考		
大分スポーツ公園	公園施設の設置に係る使用料		1年1平方メートル	500円	1 1年の単位で示したものについて、占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、1月単位で示したものについて、占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。 2 面積又は長さの単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。		
	公園施設の管理に係る使用料		1年1平方メートル	19,000円			
	公園の占用に係る使用料	電柱及びその支柱 電話柱(電柱であるものを除く。) その他の柱類 電線その他これに類するもの 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの 郵便差出箱 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 その他のもの	電柱及びその支柱	1年1本		675円	
			電話柱(電柱であるものを除く。)	電気通信事業法施行令別表第11に定める額			
			その他の柱類	1年1本		250円	
			電線その他これに類するもの	1年1メートル		50円	
			変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1年1平方メートル		500円	
			水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.4メートル未満のもの			100円
				外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		1年1メートル	250円
				外径が1メートル以上のもの			500円
			郵便差出箱			1年1平方メートル	500円
			競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物			1日1平方メートル	5円
	その他のもの	地下に設けられるもの	1年1平方メートル	250円			
		地上に設けられるもの	1月1平方メートル	50円			
	大分県都市公園条例第2条第1項の行為に係る使用料	物品の販売、募金その他これらに類する行為 業として行う撮影 興行、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために駐車場を利用する場合 広告物の表示		1件1日		180円	
			写真	1日		180円	
				映画		1日	8,150円
			興行、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために駐車場を利用する場合			1日1平方メートル	5円
			大型映像装置によるもの	1件1日		58,000円	
				電光掲示装置によるもの		1件1日	14,500円
その他のもの	1日1平方メートル	2,350円					